

日本共産党栃木県議団は、第1号議案、第21号議案、第25号議案、第30号、第36号議案、第43号議案の6議案に反対の立場から討論します。

まず第1号議案2017年度一般会計予算は、前年比0.3%減の8159億8千万円で、4年ぶりに前年を割り込みます。歳入では、法人税関係が80億円減、消費税清算金が40億円減で、アベノミクスと消費税頼みの路線の行き詰まりが県予算でもあらわです。県債は11.5%増加し、県債残高見込みは1兆1212億円と過去最高額です。いまこそ公共事業を見直し、くらし・福祉・地域経済応援の予算へ、切り替えが必要です。

歳出では、県単公共事業費が前年比36%増で、財政を圧迫しています。総合スポーツゾーン整備費や県立学校長寿命化など不可避の事業もありますが、馬頭最終処分場事業や408号バイパス整備、南摩ダム関連事業費は中止・見直しを求めます。みかも山の新青少年教育施設にPFI導入の可能性調査費が計上されましたが、公的サービスの産業化につながるPFI事業の拡大に反対します。

県内経済再生のためには、企業立地促進事業など企業呼び込み型や輸出産業重視を見直し、住宅リフォーム・店舗リフォーム助成制度の創設など、地域に仕事をふやし内需を誘発する地域循環型の施策を盛り込むべきです。県立の病院・学校・福祉施設の職員を増やし、県自ら正規雇用拡大に努めるべきです。民間でも介護士、保育士の人材確保は難航しており、国庫事業だけでは不十分です。正規雇用と賃上げを支援する県の助成制度が必要です。これらは日本共産党として要望してきたことですが、取り入れられませんでした。県民のくらしと地域経済を上向きにする方向が見えないばかりか、財政逼迫を招きかねない来年度予算を可とすることはできません。

●第21号議案は栃木県国民健康保険運営協議会条例を制定するもので、一般質問でもとりあげましたが、厚労省の国保都道府県化のねらいは医療費削減にあります。本県では滞納者への資格証明書交付率全国ワーストワンが9年連続となり、これを打開する姿勢や税負担引き下げの方向性が見えないなかで、本県が国保運営を担うことが県民益とは認められません。

●第25号議案県税条例等の一部改正は、消費税の増税を2017年4月1日から2019年10月1日に延期することにもなう改正です。消費税8%増税による消費の低迷がいまも続いています。これ以上の消費税増税は県民生活と地域経済を破滅し尽くすものであり、断じて認められません。

●第30号議案学校職員定数条例の一部改正は、県立、市町村立学校あわせて定員を11人削減します。来年度からの小学校3学年の35人学級には60人の教職員が必要にもかかわらず、増員なしで実現できるほど少子化が進んでいます。よりていねいな、どの子も伸ばす教育を推進するため、定数減ではなく、増員し、4学年も35人学級にすべきです。

●第36号議案特定事業契約の締結は、スポーツゾーン東エリアの体育館整備の契約ですが、公共性を後退させるPFIによる整備に反対します。

●最後に第43号議案は、県立リハビリテーションセンターを2019年度から地方独立行政法人に移行させるための定款の制定です。がんセンターの独法化からまだ1年、中期目標5年間の検証も待たず、性急に独法化を進めることは理解に苦しみます。リハビリテーションセンターはこども療育センター、発達支援センター、駒生園が含まれ、子どもの療育という専門的で福祉の心を必要とする業務を県から切り離し独立採算経営とすることは納得できません。中止を求めます。以上、6議案に対する反対討論といたします。